

第六章 破産財団の管理
第一節 破産者の財産状況の調査 (第百五十九条)
第三節 法人の役員の責任の追及等 (第七百七十六条)
第四節 担保権の消滅 (第七百八十六条—第七百九十五条)
第五節 商事留置権の消滅 (第七百九十二条)
第六節 追加配当 (第二百五十五条)
第二節 最後配当 (第七百九十五条—第二百三十二条)
第三節 簡易配当 (第二百四十四条—第二百七十二条)
第四節 同意配当 (第二百八十条)
第五節 中間配当 (第二百九条—第二百十四一条)
第九章 破産手続の終了 (第二百十六条—第二百二十二条)
第一節 相続財産の破産等に関する特則
第二節 相続人の破産 (第二百三十八条—第二百四十二条)
第三節 受遺者の破産 (第二百四十三条—第二百四十四条)
第十章 の二信託財産の破産に関する特則 (第二百四十五条—第二百四十七条)
第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則 (第二百四十五条—第二百四十七条)
第十二章 免責手続及び復権
第一節 免責手続 (第二百四十八条—第二百五十四条)

第一条 この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めるること等により、債権者その他の利害関係人の利益及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もつて債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

13 12 定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)のうち弁済期にあるものにつき、一般的にかつ継続的に弁済することができない状態)をいう。

この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。

この法律において「保管管理人」とは、第九

(定義)
第二条 この法律において「破産手続」とは、次
章以下（第十二章を除く。）に定めるところに
より、債務者の財産又は相続財産若しくは信託
財産を清算する手続をいう。
この法律において「破産事件」とは、破産手
続に係る事件をいう。

14
十一條第一項の規定により債務者の財産に関する管理を命じられた者をいう。
この法律において「破産財団」とは、破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であつて、破産手続において破産管財人にその管理及び处分をする権利が専属するものをいう。
(外国人の地位)

3 この法律において「破産裁判所」とは
事件が係属している地方裁判所をいう。
4 この法律において「破産者」とは、債務者で
あって、第三十条第一項の規定により破産手続
開始の決定がされているものという。
5 この法律において「破産債権」とは、破産者
に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた

第三条 外国人又は外国法人は破産手続（第十九章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」という。）及び同章第二節の規定による復権の手続（以下この章において「破産手続等」と総称する。）に關し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

財産上の請求権（第九十七条各号に掲げる債権を含む。）であつて、財團債権に該当しないものをいう。

第四条 この法律の規定による破産手続開始の申請では、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の社団又は財團である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

9 この法律において「別除権」とは、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき特別の先取特権、質権又は抵当権を有する者が債権を有する債権者をいう。

8 この法律において「財団債権者」とは、財団債権を有する債権者をいう。

2
目録
第五条 破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者により裁判上の請求をすることができる債権者は、日本国内にあるものとみなす。

これらの権利の目的である財産について第六十五条第一項の規定により行使することができる

ないとき又は営業者であつても営業所を有しなないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地

2 前項の規定にかかるわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる）ができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項第一号及び第三項並びに第六十一条第二項第一号及び口において同じ。の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「親法人」という。）において破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「子株式会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

3 前項の規定にかかるわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる）ができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項第一号及び第三項並びに第六十一条第二項第一号及び口において同じ。の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「親法人」という。）において破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「子株式会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定期株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について破産事件等が係属しているときにおける当該他の法人についての破産手続開始の申立ては、当該株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にてもすることができる。第一項及び第二項の規定にかかるわらず、法人についての破産事件等が係属している場合においては、当該株式会社について破産事件等が係属していることができ、当該他の法人について破産事件等が係属しているときにおける当該株式会社についての破産手続開始の申立ては、当該他の法人の破産事件等が係属している地方裁判所にてもすることができる。

る當該法人の代表者についての破産手続開始の申立ては、當該法人の破産事件等が係属する地方裁判所にもすることができる。法人の代表者について破産事件又は再生事件が係属している場合における當該法人についての破産手続開始の申立ては、當該法人の代表者の破産事件又は再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

7 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について破産事件が係属しているときは、それぞれ當該各号に掲げる他の者についての破産手続開始の申立ては、當該破産事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

一 相互に連帶債務者の関係にある個人
二 相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人
三 夫婦

8 第一項及び第二項の規定にかかわらず、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

9 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項に規定する債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

10 前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。

(専属管轄)

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。
(破産事件の移送)

第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、破産事件(破産事件の債務者又は破産者による免責許可の申立てがある場合にあっては、破産事件及び当該免責許可の申立てに係る事件)を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。

一 債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二 債務者の住所又は居所の所在地を管轄する
地方裁判所

三 第五条第二項に規定する地方裁判所

四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所

イ 第五条第三項から第七項までに規定する
地方裁判所

ロ 破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後につては、破産債権者。ハにおいて同じ。）の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

ハ ロに規定する債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所

五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれららの規定に規定する地方裁判所に破産事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所

（任意的口頭弁論等）

第六条 破産手続等に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 裁判所は、職権で、破産手続等に係る事件に關して必要な調査をすることができる。

（期日の呼出し）

第八条の二 破産手続等における期日の呼出しが、呼出状の送達、当該事件について出頭した者は、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三 破産手続等における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは原本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(不服申立て)
第九条 破産手続等に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

(公報等)
第十一条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。

2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に對して当該裁判の告知があつたものとみなす。

5 前一項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十二条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」といいう。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の贈与、その原本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、裁判所による請求をすることができない。

当該者が破産手続開始の申立て人である場合は、この限りでない。

一 債務者以外の利害関係人 第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第二項の規定による保全処分、第九十一条第二項の規定による保全命令、第一百七十二条第二項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判

一 債務者以外の利害関係人 第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する保全命令、第一百七十二条第二項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判

二 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

三 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

四 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

五 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

六 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

七 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

八 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

九 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十一 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十二 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十三 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十四 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十五 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十六 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十七 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十八 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

十九 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十一 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十二 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十三 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十四 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十五 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十六 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

二十七 債務者 破産手続開始の申立てに關する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

る要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

(破産手続開始の申立て)

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事實を疎明しなければならない。

(法人の破産手続開始の申立て)

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときには、それらの各号に掲げる法人については、それぞれ當該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(法人の破産手続開始の申立て)

3 合名会社、合資会社又は合同会社

三 合名会社、合資会社又は合同会社

四 執行する社員

二 一般社団法人又は一般財團法人

五 年法律第百五号

三 合名会社、合資会社又は合同会社

四 執行する社員

五 前項各号に掲げる法人について、清算人

六 前項各号に掲げる法人について、清算人

七 前項各号に掲げる法人について、清算人

八 前項各号に掲げる法人について、清算人

九 前項各号に掲げる法人について、清算人

十 前項各号に掲げる法人について、清算人

十一 前項各号に掲げる法人について、清算人

十二 前項各号に掲げる法人について、清算人

十三 前項各号に掲げる法人について、清算人

十四 前項各号に掲げる法人について、清算人

十五 前項各号に掲げる法人について、清算人

十六 前項各号に掲げる法人について、清算人

十七 前項各号に掲げる法人について、清算人

十八 前項各号に掲げる法人について、清算人

十九 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十一 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十二 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十三 前項各号に掲げる法人について、清算人

当該債務者に破産手続開始の原因となる事實があるものと推定する。

(破産手続開始の申立て)

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときには、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事實を疎明しなければならない。

(法人の破産手続開始の申立て)

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときには、それぞれ當該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(法人の破産手続開始の申立て)

3 合名会社、合資会社又は合同会社

三 合名会社、合資会社又は合同会社

四 執行する社員

二 一般社団法人又は一般財團法人

五 年法律第百五号

三 合名会社、合資会社又は合同会社

四 執行する社員

五 前項各号に掲げる法人について、清算人

六 前項各号に掲げる法人について、清算人

七 前項各号に掲げる法人について、清算人

八 前項各号に掲げる法人について、清算人

九 前項各号に掲げる法人について、清算人

十 前項各号に掲げる法人について、清算人

十一 前項各号に掲げる法人について、清算人

十二 前項各号に掲げる法人について、清算人

十三 前項各号に掲げる法人について、清算人

十四 前項各号に掲げる法人について、清算人

十五 前項各号に掲げる法人について、清算人

十六 前項各号に掲げる法人について、清算人

十七 前項各号に掲げる法人について、清算人

十八 前項各号に掲げる法人について、清算人

十九 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十一 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十二 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十三 前項各号に掲げる法人について、清算人

当該債務者に破産手続開始の原因となる事實があるものと推定する。

(破産手続開始の申立て)

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときには、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事實を疎明しなければならない。

(法人の破産手続開始の申立て)

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときには、それぞれ當該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(法人の破産手続開始の申立て)

3 合名会社、合資会社又は合同会社

三 合名会社、合資会社又は合同会社

四 執行する社員

二 一般社団法人又は一般財團法人

五 年法律第百五号

三 合名会社、合資会社又は合同会社

四 執行する社員

五 前項各号に掲げる法人について、清算人

六 前項各号に掲げる法人について、清算人

七 前項各号に掲げる法人について、清算人

八 前項各号に掲げる法人について、清算人

九 前項各号に掲げる法人について、清算人

十 前項各号に掲げる法人について、清算人

十一 前項各号に掲げる法人について、清算人

十二 前項各号に掲げる法人について、清算人

十三 前項各号に掲げる法人について、清算人

十四 前項各号に掲げる法人について、清算人

十五 前項各号に掲げる法人について、清算人

十六 前項各号に掲げる法人について、清算人

十七 前項各号に掲げる法人について、清算人

十八 前項各号に掲げる法人について、清算人

十九 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十一 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十二 前項各号に掲げる法人について、清算人

二十三 前項各号に掲げる法人について、清算人

項に規定する事項が記載されていない場合は、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる处分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

2 前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることができる。

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5 裁判所は、第三項の異議の申立てがあつた場合において、破産手続開始の申立て書に第一項の処分において補正を命じた不備以外の不備があると認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該不備を補正すべきことを命じなければならない。

6 第一項又は前項の場合において、破産手続開始の申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、破産手続開始の申立て書を却下しなければならない。

7 前項の命令に対しても、即時抗告することができる。

（費用の予納）

第二十二条 破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

（費用の仮支弁）

第二十三条 裁判所は、申立人の資力、破産財团となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職権で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。

2 前項第一項の規定は、前項前段の規定により破産手続の費用を仮に国庫から支弁する場合には、適用しない。（他の手続の中止命令等）

第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの

間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立てに係る債務者又はその処分を行つう者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続についても責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。

1 借主の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般的の先取特権の実行若しくは留置権（商法（明治三十二年法律第四十八号）又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この節において「強制執行等」という。）の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財団債権となるべきもの（以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。）に基づくもの又は破産債権等を担保債権とするもの

2 債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

3 債務者の財産関係の訴訟手続

4 債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

5 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は船舶油濁等損害賠償保険法（昭和五十年法律第九十五号）第五章、同法第四十三条规定第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第四十条第三十六条において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（包括的禁止命令）

第二十五条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第一号又は第六号の規定による中止の命令によつては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間に、全ての債務者に対する債務の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。）の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定する保全管理制度をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、同一の禁止を命ずることができる。ただし、債務者の主要な財産に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める命令をした場合に限る。

3 包括的禁止命令が発せられた場合には、債務者に対する強制執行等又は国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

（包括的禁止命令に関する公告及び送達等）

第二十六条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その裁判書を債務者（保全管理人が選任されている場合には、保全管理人。次項において同じ。）及び申立て人に送達し、かつ、その決定の主旨を知っている債務者及び債務者（保全管理人が選任されている場合には、次項において同じ。）及び申立て人に送達し、かかる旨の通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、債務者に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 前条第六項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令の解除）

第二十七条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立てである債務者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債務者の申立てにより、当該債務者に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該債務者は、債務者の財産に対する強制執行等の手続及び外国租税滞納処分（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）

は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

2 裁判所は、相手と認めるときは、一定の範囲に属する強制執行等又は国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3 包括的禁止命令が発せられた場合には、債務者の財産に対する強制執行等の手続及び外国租税滞納処分（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）

（相手との争い）

第二十八条 裁判所は、相手との争いがある場合には、相手の申立てにより、当該債務者の財産に対する強制執行等の手続及び外国租税滞納処分（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）

られる前に当該債権者がした強制執行等の手続で第二十五条第三項の規定により中止されたものは、続行する。

2 前項の規定は、裁判所が国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第一七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」の規定による解除の決定があつた日」とする。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（債務者の財産に関する保全処分）

第二十九条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

1 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。（破産手続開始の決定）

第三十条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。國庫から支弁する場合を除く。）

1 不當な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等）

三十一条 裁判所は、破産手続開始の決定とともに、一人又は数人の破産管財人を選任し、かつ、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 破産債権の届出をすべき期間

2 破産者の財産状況を報告するために招集する債権者集会（第四項、第一百三十六条第二項及び第三項並びに第百五十八条において「財産状況報告集会」という。）の期日

3 前条第一項の規定により定めた期間又は期日

4 第二项の規定による簡易配当をすることが相当と認められる場合において「財産所持者等」という。）は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

5 第二百四条第一項第二号の規定による簡易配当をすることが相当と認められる場合においては、当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 裁判所が第一項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、破産手続の関係においては、該保全処分に反してされた弁済その他の債務を支弁するのに不足するおそれがあると認めるときは、同項第一号の期間並びに同項第三号の期間及び期日を定めることができる。

第三十二条 裁判所は、破産手続開始の決定をして、当該通知をすることを要しない。

1 第二项の規定による簡易配当をすることが相当と認められる場合においては、当事者に送達しなければならない旨

2 第二十四条から第二十八条までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

3 破産手続開始の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があつた場合について準用する。破産債権者は裁判所に対し前条第一項第三号の期間の満了時又は同号の期日の終了時までに異議を述べるべき旨

4 前条第五項の決定があつたときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第四項本文及び第五項本文において準用する次項第一号、次条第三項本文の規定による破産債権者に対する通知をせず、

5 第二项の規定による簡易配当をすることが相当と認められる場合においては、当事者に送達しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があつたときは、知っている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三節 破産手続開始の効果

第一款 通則

(破産財団の範囲)

第三十四条 破産者が破産手続開始の時ににおいて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

2 破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財団に属する。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財団に属しない。

一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百三十一条第三号に規定する額に二分の三を乗じた額の金銭

二 差し押さえることができる財産（民事執行法第一百三十一条第三号に規定する金銭を除く）。ただし、同法第一百三十二条第一項（同法第一百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるようにになったものは、この限りでない。

4 裁判所は、破産手続開始の決定があつた時から当該決定が確定した日以後一月を経過する日までの間、破産者の申立てにより差押えが許され、その他の事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張することができる。

5 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、破産管財人の意見を聽かなければならぬ。

6 第四項の申立てを却下する決定に対しても、破産者は、即時抗告をすることができる。

7 第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
(法人の存続の擬制)
第三十五条 他の法律の規定により破産手続開始の決定によつて解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。
(破産者の事業の継続)
第三十六条 破産手続開始の決定がされた後であつても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができます。

(破産者の居住に係る制限)

第二十七条 破産者は、その申立てにより裁判所の許可を得なければ、その居住地を離れることができない。

2 前項の申立てを却下する決定に対しては、破産者は、即時抗告をすることができる。

3 (破産者の引致)

第二十八条 裁判所は、必要と認めるときは、破産者の引致を命ずることができる。

2 破産手続開始の申立てがあつたときは、裁判所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

3 前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引致を命ずる決定に対しては、破産者又は債務者は、即時抗告をすることができる。

5 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中勾引に関する規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

6 (破産者に準ずる者への準用)

第二十九条 前二条の規定は、破産者の法定代理人人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行及びこれらに準ずる者について準用する。

(破産者等の説明義務)

第四十条 次に掲げる者は、破産管財人若しくは

第一項又は第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

一 破産者

二 破産者の代理人

三 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四 前号に掲げる者に準ずる者

五 破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

六 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であつた者について準用する。

(破産者の重要な財産開示義務)

第二十一条 破産者は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であつた者について準用する。

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であつた者について準用する。

(他の手続の失効等)

第二十二条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行の決定は、その国税滞納処分の続行を妨げない。

仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行、企業担保権の実行又は外国租税滞納処分で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2 前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行、仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続並びに外国租税滞納処分で、破産財団に属する財産に対してして既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続について、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。

3 前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行又は先取特権の実行の手続については、民事執行法第六十三条及び第一百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続に関する破産者に対する費用請求権は、財団債権とする。

5 第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行に対する第三者異議の訴えについては、破産管財人を被告とする。

6 破産手続開始の決定があつたときは、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続（民事執行法第一百九十六条に規定する財産開示手続をいいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二百四十九条第一項において同じ。）又は第三者からの情報報取得手続（同法第二百四条に規定する第三者からの情報報取得手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二百四十九条第一項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報報取得手続はその効力を失う。

7 破産者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

8 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

9 第一項の規定により中断した訴訟手続は、相手方とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。

10 前項の場合においては、相手方の破産者に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

11 破産手続が終了したときは、破産管財人を当事者とする訴訟手続は、中止する。

12 前項の場合は、相手方の破産者に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

13 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

14 第一項の規定により中断した訴訟手続を受継する。

15 第一項の規定により中断した訴訟手続は、中止する。

16 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

17 第一項の規定により中断した訴訟手続は、中止する。

18 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

19 第一項の規定により中断した訴訟手続は、中止する。

20 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

21 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

22 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

23 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

24 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

25 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

26 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

27 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

28 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

29 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

30 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

31 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

32 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

33 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

34 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

35 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

36 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

37 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

38 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

39 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

40 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

41 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

42 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

43 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

44 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

3 破産手続開始の決定があつたときは、破産手続が終了するまでの間は、罰金科料及び追徴料の時効は、進行しない。免責許可の申立てがあつた後当該申立てについての裁判が確定するまでの間（破産手続開始の決定前に免責許可の申立てがあつた場合には、同項に規定する強制執行、仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続並びに外国租税滞納処分で、破産財団に属する財産に対してして既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続について、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。この場合においては、受継の申立ても、同様とする。

4 第四十四条 破産手続開始の決定があつたときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中止する。

5 第四十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条规定による受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

7 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

8 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

9 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

10 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

11 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

12 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

13 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

14 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

15 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

16 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

17 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

18 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

19 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

20 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

21 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

22 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

23 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

24 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

25 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

26 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

27 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

28 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

29 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

30 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

31 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

32 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

33 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

34 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

35 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

36 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

37 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

38 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

39 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

40 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

41 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

42 第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。前項の場合には、破産債権者又は財団債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産債権者又は財団債権者は、当然訴訟手続を受継する。
(行政庁に係属する事件の取扱い)

第四十六条 第四十四条の規定は、破産財団に関する事件で行政庁に係属するものについて準用する。

第二款 破産手続開始の効果

(開始後の法律行為の効力) 第四十七条 破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に属する財産に関してした法律行為は、破産手続の関係においては、その効力を主張すること

2 破産者が破産手続開始の日にした法律行為は、破産手続開始後したものと推定する。
(開始後の権利取得の効力)

第四十八条 破産手続開始後に破産財団に属する財産に関して破産者の法律行為によらないで権利を取得しても、その権利の取得は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。
2 前条第二項の規定は、破産手続開始後ににおける前項の権利の取得について準用する。
(開始後の登記及び登録の効力)

第四十九条 不動産又は船舶に関し破産手続開始前に生じた登記原因に基づき破産手続開始後にされた登記又は不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第一百五一条第一号の規定による仮登記は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が破産手続開始の事実を知らないとした登記又は仮登記については、この限りでない。
2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登記若しくは仮登記又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

(開始後の破産者に対する弁済の効力) 第五十一条 破産手続開始後に、その事実を知らな

2 破産手続開始後に、その事実を知つて破産者にした弁済は、破産財团が受けた利益の限度においてのみ、破産手続の関係において、その効力を主張することができる。

第五十二条 数人が共同して財産権を有する場合において、共有者の中に破産手続開始の決定を受けた者があるときは、その共有に係る財産の分割の請求は、共有者の間で分割をしない旨の定めがあるときでも、することができる。
(共有関係)

第五十三条 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。
2 前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答しないときは、契約の解除をしたものとみなす。
(市場の相場がある商品の取引に係る契約)

第五十四条 第六百三十一条前段の規定により解約の申入れができる場合又は同法第六百四十二条第一項前段の規定により契約の解除をすることができる場合について準用する。

2 前項の場合は、第一項の規定により契約の解除があつた場合には、相手方は、損害の賠償について破産債権者としてその権利行使することができる。

3 第六百三十二条第一項又は第二項の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項の規定により契約の解除をすることができる場合は、第一項の規定により契約の解除をすることができる。

2 前項の場合は、第一項の規定により契約の解除をすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項の規定により契約の解除をすることができる場合は、第一項の規定により契約の解除をすることができる。

3 第六百三十二条第一項又は第二項の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項の規定により契約の解除をすることができる場合は、第一項の規定により契約の解除をすることができる。

て前の給付に係る破産債権について弁済がないことを理由としては、破産手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が破産手続開始の申立て後破産手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権を含む)は、財団債権とする。

3 前項の規定は、労働契約には、適用しない。
(賃貸借契約等)

第五十五条 第五十三条第一項及び第二項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が當該権利につき登記、登録その他の第三者に対する抗することができる要件を備えている場合は、は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、相手方の有する請求権は、財団債権とする。
(委任契約)

第五十六条 第五十三条第一項及び第二項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が當該権利につき登記、登録その他の第三者に対する抗することができる要件を備えている場合は、は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、相手方の有する請求権は、財団債権とする。
(為替手形の引受け又は支払等)

第五十七条 委任者について破産手続が開始された場合において、受任者は、民法第六百五十五条の規定による破産手続開始の通知を受けず、當該手続が開始された場合において、支払又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによって生じた債権につき、破産債権者としてその権利行使することができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

3 第五十七条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

2 (夫婦財産関係における管理者の変更等)

第六十条 為替手形の振出人又は裏書人について破産手続が開始された場合において、支払又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによって生じた債権につき、破産債権者としてその権利行使することができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

3 第五十七条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

2 (夫婦財産関係における管理者の変更等)

第六十一条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。

2 前項の規定は、配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。

3 第五十七条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

2 前項の規定は、配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。

3 第五十七条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。

2 (定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権を含む)は、財団債権とする。

3 前項の規定は、労働契約には、適用しない。
(賃貸借契約等)

第五十八条 取引所の相場その他の市場の相場がにおいて、破産管財人がその期間内に確答しないときは、契約の解除をしたものとみなす。
(市場の相場がある商品の取引に係る契約)

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

3 第五十七条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

2 (夫婦財産関係における管理者の変更等)

第六十二条 破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財團から取り戻す権利(第六十四条及び第七十八条第二項第十三号において「取戻権」という)に影響を及ぼさない。

2 (運送中の物品の売主等の取戻権)

2 前項の規定は、前項の規定により発送した場合において、買主がまだ代金の全額を弁済せず、かつ到達地でその物品を受け取らない間に買主について破産手続開始の決定があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。ただし、破産管財人が代金の全額を支払つてその物品の引渡しを請求することを妨げない。

3 第五十四条第一項の規定は、前項の規定によると、損害の賠償について準用する。

2 第一項又は第二項に定める事項について当該

2 前項に規定する場合において、相手方は、破産者の受けた反対給付が破産財團中に現存するときは、その返還を請求することができ、現存しないときは、その価額について財団債権者と使用者間で締結された基本契約において、その基本

2 前項に規定する場合において、相手方は、破産者の受けた反対給付が破産財團中に現存するときは、その返還を請求することができ、現存しないときは、その価額について財団債権者と

る権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。

- 2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一 不動産に関する物権 登記すべき日本船舶又は外国船舶の任意売却

二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、漁港水面施設運営権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配装置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却

三 営業又は事業の譲渡

四 商品の一括売却

五 借財

六 第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄

七 動産の任意売却

八 債権又は有価証券の譲渡

九 第五十三条第一項の規定による履行の請求訴えの提起

十 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）

十一 権利の放棄

十二 財団債権、取戻権又は別除権の承認

十三 別除権の目的である財産の受戻し

十四 その他裁判所の指定する行為

十五 前項の規定にかかるらず、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。

十六 許可を要しないものとしたものに関するとき。

十七 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。

十八 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。

19 裁判所は、第二項第三号の規定により営業又は事業の譲渡につき同項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聽かなければならぬ。

二十 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対する抗抗することができない。

二十一 破産管財人は、第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を聽かなければならない。

(破産財団の管理)

第七十九条 破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。

一 破産者が株式会社である場合 破産者の子会社（当事者適格）

二 破産者が株式会社以外のものである場合 破産者（郵便物等の管理）

三 破産者が株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社（郵便物等の管理）

四 破産者（株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。）の子会社等又は破産者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社等とみなす。

五 前項の債権者集会の期日と第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。

六 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算により招集される債権者集会の期日に開催される。

第七十条 破産財団に関する訴えについては、破産管財人を原告又は被告とする。

一 破産者が株式会社である場合 破産者の子会社（郵便物等の管理）

二 破産者が株式会社以外のものである場合 破産者（郵便物等の管理）

三 破産者が株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社（郵便物等の管理）

四 破産者（株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。）の子会社等又は破産者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社等とみなす。

五 前項の債権者集会の期日と第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。

六 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算により招集される債権者集会の期日に開催される。

第七十一条 裁判所は、破産管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、破産者にあつて郵便物又は民間事業者による信書の送達に因する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書使物（次条及び第一百八十八条第五項において「郵便物等」という。）を破産管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

一 裁判所は、破産者の申立てにより又は職権で、破産管財人の意見を聴いて、前項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができ

る。

二 裁判所は、破産手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならぬ旨を認めたときは、その嘱託を取り消さなければならない。

三 裁判所は、破産手続に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するため、裁判所の許可を得て、警察上の援助を求めることができる。

四 裁判所は、前項の申立てに代え、書面による計算の報告をする旨の申立てを

用に因る場合は、当該他の株式会社を当該破産者の子会社等とみなす。

五 前項の債権者集会の期日と第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。

六 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算により招集される債権者集会の期日に開催される。

第七十二条 破産管財人は、即時抗告をしては不得である。

一 破産手続が終了したときは、裁判所は、第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二 裁判所は、破産手続が終了したときは、裁判所は、第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

三 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

四 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

五 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

六 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

七 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

八 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

九 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一〇 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一一 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一二 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一三 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一四 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一五 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一六 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一七 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一八 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

一九 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二〇 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二一 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二二 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二三 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二四 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二五 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二六 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二七 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二八 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二九 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二〇 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二一 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二二 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二三 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二四 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二五 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二六 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二七 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二八 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二九 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二〇 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二一 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二二 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二三 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二四 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二五 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二六 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二七 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二八 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二九 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二〇 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二一 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二二 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二三 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二四 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二五 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二六 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二七 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二八 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二九 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二〇 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二一 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二二 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二三 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二四 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二五 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二六 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二七 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

る。

二八 裁判所は、前項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができ

(保全管理命令)

第九十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、債務者（法人である場合に限る。以下この節、第一百四十八条第四項及び第一百五十二条第一項において同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職權で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

裁判所は、前項の規定による処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

前二項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない（保全管理命令に関する公報及び送達）。

保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

（保全管理人の権限）
第九十三条 保全管理命令が発せられたときは、債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
第二 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

第三 第七十八条第一項から第六項までの規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人の任務終了の場合の報告義務）
第九十四条 保全管理人の任務が終了した場合は、保全管理人は、遅滞なく、裁判所に書面による計算の報告をしなければならない。

前項の場合において、保全管理人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかるわらず、後任の保全管理人又は破産管財人がしなければならない。

（保全管理人代理）
第九十五条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができ

る。
第二 前項の規定による保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならぬ。（準用）

第九十六条 第四十条の規定は保全管理人の請求について、第四十七条、第五十条及び第五十一号（以下「第五十一条」とい）の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条から六十六号（以下「第六十六条」とい）の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第七十七条第一項及び第二項の規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第五十一条中「第三十二条第一項の規定による公報」とあるのは、「第九十二条第一項の規定による公報」と、第九十条第一項中「後任の破産管財人」とあるのは「後任の保全管理人、破産管財人」と読み替えるものとする。

第六十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条から六十六号（以下「第六十六条」とい）の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第六十六条第一項（同条第一項において準用する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

六
第六十七条 破産手続参加の費用の請求権（罰金、料金、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（以下「罰金等の請求権」とい）う。）

七
第六十八条 第五十四条第一項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

八
第六十九条 第五十九条第一項の規定による請求権であつて、相手方の有するものと見て、相手方に規定する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

九
第七十条 第五十七条に規定する債権

十
第七十一条 第五十九条第一項の規定による請求権であつて、相手方の有するものと見て、相手方に規定する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

十一
第七十二条 第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

十二
第七十三条 第百六十八条第二項第二号又は第三号に定める権利

（優先的破産債権）

第九十七条 次に掲げる債権（財團債権であるものを除く。）は、破産債権に含まれるものとする。

第四章 破産債権
第一节 破産債権者の権利
（破産債権に含まれる請求権）
第四条 第四条第四項から第六項まで

一
第一条 保全管理命令が効力を失つた場合（破産手続開始の決定があつた場合を除く。）第四十一条第一項から第三項まで

二
第二 保全管理命令が発せられた場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一
第三 保全管理命令が発せられた場合 第四十四

三
第三 破産手続開始後の延滞税、利子税若しくは延滞金の請求権又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権

四
第四 国税徵收法（昭和三十四年法律第百四十七号）又は国税徵收の例によつて徵收することのできる請求権（以下「租税等の請求権」とい）う。）であつて、破産財團に関する破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの

五
第五 加算税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算金、不申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）若しくは加算金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第六十六条、第七十七条第一項、第八十二条から六十六号（以下「第六十六条」とい）の規定による過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権

六
第六 第五十七条に規定する債権

七
第七 第五十九条第一項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

八
第八 第五十四条第一項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

九
第九 第五十七条に規定する債権

十
第十 第五十九条第一項の規定による請求権であつて、相手方の有するものと見て、相手方に規定する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権

十一
第十一 第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

十二
第十二 第百六十八条第二項第二号又は第三号に定める権利

（優先的破産債権）

第九十八条 破産財團に属する財産につき一般の先取特権その他一般的な優先権がある破産債権（次条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定後破産債権を除く。）は、他の破産債権に優先する。

前項の場合において、優先的破産債権間の優先順位は、民法、商法その他の法律の定めるところによる。

第二 第百九十九条次に掲げる債権（劣後的破産債権）とい）は、他の破産債権に含まれるものとする。

一
第一条 破産手続開始後の利息の請求権

二
第二 破産手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三
第三 第七十八条第一項から第六項までの規定は、

一
第一 第九十七条第一号から第七号までに掲げる請求権

二
第二 破産手続開始後に期限が到来すべき確定定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する破産手続開始の時における法定利率による利息の額に相当する部分

三
第三 破産手続開始後に期限が到来すべき不确定定期限付債権で無利息のもののうち、その債権額と破産手続開始の時における評価額との差額に相当する部分

四
第四 金額及び存続期間が確定している定期金債権のうち、各定期金につき第二号の規定に準じて算定される額の合計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が破産手続開始の時における法定利率によりその定期金に相当する利息を生すべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分

五
第五 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる旨の合意がされた債権（以下「約定劣後破産債権」とい）う。）は、劣後の破産債権に後れる。

六
第六 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

七
第七 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

八
第八 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

九
第九 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十
第十 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十一
第十一 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十二
第十二 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十三
第十三 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十四
第十四 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十五
第十五 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十六
第十六 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十七
第十七 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十八
第十八 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

十九
第十九 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十
第二十 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十一
第二十一 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十二
第二十二 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十三
第二十三 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十四
第二十四 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十五
第二十五 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十六
第二十六 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十七
第二十七 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十八
第二十八 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

二十九
第二十九 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

三十
第三十 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

三十一
第三十一 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

三十二
第三十二 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後の破産債権に後れる。

4	前項本文の規定により出頭した破産者は、第一項の破産債権の額について、異議を述べることができる。
5	第三項本文の規定により出頭した破産者は、第三項に規定する事項に關し意見を述べなければならない。
6	前項の規定は、第三項ただし書の代理人について準用する。
7	前各項の規定は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更があつた破産債権について一般調査期日において調査をするごとにつけ破産管財人及び破産債権者の異議がない場合に、その調査をするための期日（以下「特別調査期日」）における調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。
8	一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。
9	裁判所は、一般調査期日を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者）に送達しなければならない。
10	裁判所は、一般調査期日に一般的調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日に一般的調査期日において言渡しをした場合を除き、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならない。
11	第一百八条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定による送達について準用する。
2	（映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日）

2	（期日終了後の破産者の異議）
3	第一百三十三条 破産者がその責めに帰することができる事由によって一般調査期日又は特別調査期日に出頭することができなかつたときは、破産者は、その事由が消滅した後一週間以内に限り、裁判所に対し、当該一般調査期日又は特別調査期日における調査に係る破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。
4	前項に規定する一週間の期間は、伸長し、又は短縮することができない。
5	（第四款 破産債権の確定）
6	（異議等のない破産債権の確定）
7	第一百二十四条 第百十七条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかつたときは、確定する。
8	（破産債権査定申立て）
9	（破産債権査定申立て）
10	（破産債権査定申立て）
11	（破産債権査定申立て）

2	（異議等のない破産債権の確定）
3	第一百二十四条 第百十七条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかつたときは、確定する。
4	（破産債権査定申立て）
5	（破産債権査定申立て）
6	（破産債権査定申立て）
7	（破産債権査定申立て）
8	（破産債権査定申立て）
9	（破産債権査定申立て）
10	（破産債権査定申立て）
11	（破産債権査定申立て）

2	（異議等のない破産債権の確定）
3	第一百二十四条 第百十七条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかつたときは、確定する。
4	（破産債権査定申立て）
5	（破産債権査定申立て）
6	（破産債権査定申立て）
7	（破産債権査定申立て）
8	（破産債権査定申立て）
9	（破産債権査定申立て）
10	（破産債権査定申立て）
11	（破産債権査定申立て）

当該異議を述べた届出をした破産債権者（以下この款において「異議者等」という。）の全員を、当該異議者等であるときは異議者等の全員を、当該異議者等を相手方として、裁判所に、その額等について告としなければならない。

（第五款 破産債権査定異議の訴え）

同一の破産債権に係り破産債権査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合に

おいて準用する第一百八条第三項から第五項まで、第一百二十条、第一百二十二条（第七項及び第九項を除く。）並びに前条の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

（第六款 裁判所による破産債権の存否及び額等を査定する裁判）

所は、これを不適法として却下する場合には、裁判所は、破産債権査定申立てにての決定を除き、決定で、異議等のある破産債権の存否及び額等を査定する裁判（次項において「破産債権査定決定」という。）をしなければならない。

（第七款 破産債権査定決定をした場合における訴訟）

裁判所は、破産債権査定決定をする場合に、異議者等を審尋しなければならない。

（第八款 破産債権査定申立て）

破産債権査定申立てについての決定が、未日又は一般調査期日若しくは特別調査期日から一月の不变期間内にしなければならない。

（第九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第十九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第二十九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第三十九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第四十九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第五十九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第六十九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第七十九款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十一款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十二款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十三款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十四款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十五款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十六款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十七款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

（第八十八款 破産債権査定申立て）

第二項の場合は、この限りでない。

用する。この場合において、当該財団債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、当該債権の額は、当該債権が破産債権であるとした場合に第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる劣後の破産債権となるべき部分に相当する金額を控除した額とする。

4 保全管理人が債務者の財産に関し権限に基づいてした行為によつて生じた請求権は、財団債権とする。
 (使用者の給料等)

第一百四十九条 破産手続開始前三月間の破産者の使用者の給料の請求権は、財団債権とする。

2 破産手続の終了前に退職した破産者の使用者の退職手当の請求権(当該請求権の額額が破産債権であるとした場合に劣後の破産債権となるべき部分を除く)は、退職前三月間の給料の総額(その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合にあつては、破産手続開始前三月間の給料の総額)に相当する額を財団債権とする。
 (社債管理者等の費用及び報酬)

第一百五十条 社債管理者又は社債管理補助者が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、当該社債管理者又は社債管理補助者の当該事務の処理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可ができる。

2 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、当該社債管理者又は社債管理補助者が破産手続の円滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

4 前項の規定による許可を得た請求権は、財団債権とする。

5 第一項から第三項までの規定による許可の決定期に對しては、即時抗告をすることができる。

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる

費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第七百九十八号) 第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第一百三十九条の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第二条第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者 相互会社が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号) 第百二十六条に規定する特定社債管理者又は同法第一百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 同法第二条第七項に規定する特定社債

第一百五十二条 破産財團が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになつた場合における財团債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済する。ただし、財团債権を被担保債権とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権の効力を妨げない。

2 前項の規定にかかるわらず、同項本文に規定する場合における第百四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる財团債権(債務者の財産の管理及び換価に関する費用の請求権であつて、同条第四項に規定するものを含む)は、他の財团債権に先立つて、弁済する。

第六章 破産財團の管理

第一節 破産財團の財産状況の調査

第一百五十三条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財團に属する一切の財産につき、裁判所に提出しなければならない。

1 破産手続開始の時における価額を評定しなけれ

ばならない。この場合においては、破産者をその評定に立ち会わせることができる。

2 破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3 破産財團に属する財産の総額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、破産管財人は、裁判所の許可を得て、同項の貸借対照表の作成及び提出をしないことができる。

第一百五十四条 破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

2 破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができない。

(別除権の目的の提示等)

第一百五十五条 破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めるところでは、別除権者は、これを拒むことができない。

(封印及び帳簿の閉鎖)

第一百五十六条 破産管財人は、必要があると認めることは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財團に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

2 裁判所書記官は、必要があると認めることは、破産管財人の申出により、破産財團に関する帳簿を開鎖することができる。

(破産財團に属する財産の引渡し)

第一百五十七条 裁判所は、破産管財人の申立てにより、決定で、破産者に対し、破産財團に属する財産を破産管財人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、破産者を審尋しなければならない。

3 第一項の申立てについての決定に対しても、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てについての決定及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(裁判所への報告)

第一百五十八条 財産状況報告集会においては、破産管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

第二節 否認権

第一百五十九条 破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財團の状況を債権者集会に報告しなければならない。

(財産状況報告集会への報告)

第一百六十条 次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く)は、破産手続開始後、破産財團のために否認することができる。

1 破産者者が破産債権者を害することを知つた行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当时、破産債権者を害ることを知らないかつたときは、この限りない。

2 破産者者が支払の停止又は破産手続開始の申立て(以下この節において「支払の停止等」という)があつた後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当时、支払の停止等があつたこと及び破産債権者を害することを知らないかつたときは、この限りない。

3 破産者者がした債務の消滅に関する行為であつて、債権者の受けた給付の価額が当該行為によつて消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいづれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分に限り、破産財團のために否認することができる。

4 破産者が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財團のため

得した全ての転得者に対しても否認の原因があるとき有限る。

一 転得者が転得の当时、破産者がした行為が破産債権者を害することを知つてたとき。

二 転得者が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当时、破産者がした行為が破産債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した者であるとき。

2 第百六十七条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があつた場合について（破産者の受けた反対給付に関する転得者の権利等）

第一百七十二条 破産者がした第百六十一条第一項若しくは第三項又は第百六十一条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認されたときは、転得者は、第百六十八条第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、財団債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2 前項の規定にかかるわらず、第百六十八条第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当时、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知つてたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいすれかであるときは、その相手方は、当該行為の当时、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つてたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反对給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額を限度とする。

5 破産管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によつて否認しようとするときは、第百六十七条第一項の規定による保全処分（破産財團に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により財団債権となる額（第百六十八条第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあつては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。）

（相手方の債権に関する転得者の権利）

第一百七十三条 破産者がした第百六十二条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によつて否認されたとすれば第百六十九条の規定により原状に復すべき手方の債権を行使することができる。この場合には、前項第四項の規定を準用する。

（否認権のための保全処分）

第一百七十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間ににおいて、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理者が選任されている場合は、保全管理者）、理人が申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができ

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 前各項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対しても第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第一百七十二条 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分（破産財團に復すべき財産の返還に代えて、転得者が命じられた場合において、破産手続開始の決定があつたときは、破産管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。）にあつては、破産管財人が破産手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

2 破産管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手續を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が破産財團に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を破産財團に属する財産に担保に変換しなければならない。

3 破産管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手續を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が破産財團に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を破産財團に属する財産に担保に変換しなければならない。

4 第一項の決定を認可し、又は変更する判断については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

5 第一項の決定を認可し、又は変更する判断については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6 第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかるわらず、終了する。

（否認権行使の期間）

第一百七十六条 法人の役員の責任の追及等（役員の財産に対する保全処分）

第一百七十七条 裁判所は、法人である債務者について破産手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、当該法人の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者（以下この節において「役員」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、当該役員の財産に対する保全処分をすることができる。

2 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、債務者（保全管理人が選任されている場合は、債務者）の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

4 否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

5 否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

6 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 否認の請求の手続は、破産手続が終了したときは、終了する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

第一百七十五条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を

当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第二項から前項までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

(役員の責任の査定の申立て等)

第一百七十八条 裁判所は、法人である債務者について、支拂ひ遅延のとき等に、つりに賠償する。

5 役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

6 役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第一百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

第 二 項 規 定 の 概 要	第 一 項 規 定 の 概 要	第 二 項 規 定 の 概 要	第 三 項 規 定 の 概 要
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

三 第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「申立書」といふ。）でしなければならない。

一 担保権の目的である財産の表示

二 売得金の額（前号の財産が複数あるときは、売得金の額及びその各財産ごとの内訳の

三 第一号の財産の売却の相手方の氏名又は
　　名称

四 消滅すべき担保権の表示

五 前号の担保権によつて担保される債権の額
六 第一項第一号に掲げる場合には、組入金の

2 前項の申立てをするときは、その原因となる
　　事実を疎明しなければならない。

あつた場合について準用する。この場合において、同条中「当該清算持分会社」とあるのは「破産管財人」と読み替えるものとする。
（匿名組合員の出資責任）

第一百八十六条 破産手続開始の時において破産債権に属する財産につき担保権(特別の先取権を除く)質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。以下この節において同じ。)が存する場合において、当該財産を仕掌に売却して当該担保権を消滅させることができ、債権者の一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意に完売することにより当該財産につき存するすべての

額（第一号の財産が複数あるときは、組入金の額及びその各財産ごとの内訳の額）
七 前項の規定による協議の内容及びその経過
申立書には、前項第一号の財産の売却に係る売買契約の内容（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であつて、当該売買契約において相手方の負担とされるものを含む。）を記載した書面を添付しなければならない。
第一項の申立てがあつた場合には、申立書及び前項の書面を、当該申立書に記載された第三

第二百七十九条 役員責任査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならない。

号に掲げる財産の換価は、これらの規定により任意売却をする場合を除き、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定によつてすらる。

2 破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、別除権の目的

権を有する者の利益を不當に害することとなることを認められるときは、この限りでない。

一 破産管財人が、売却によつてその相手方から取得することができる金銭（売買契約の総額及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税並等（当該消費税並びにこれを果る票権準則）

項第四号の担保権を有する者（以下この節において「被申立担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
（担保権の実行の申立て）

第一百八十七条 被申立担保権者は、前条第一項の申立てにつき異議があるときは、同条第五項の規定によりすべての被申立担保権者に申立書及び同条第四項の書面の送達がされた日から一月

（役員責任査定決定に対する異議の訴え）
適用しない。

3 とができるない。
前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百二十九条（これらの規定を同法その他の強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

和額等（三語）の利潤額がて、これを課税料として課されるべき地方消費税額をいう。（以下この節において同じ。）に相当する額であつて、当該売買契約において相手方の負担とされるものに相当する金額を除く。以下この節において「売得金」という。）の一部を破産財団に組み入れようとする場合 売得金の額

3 2
同条第四項の書面の送達がされた日から一月以内に、担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を裁判所に提出することができる。
裁判所は、被申立担保権者につきやむを得ない事由がある場合に限り、当該被申立担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。

第一項の訴えについては判決から二年は、訴えであるときは破産管財人を、破産管財人であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権は、寄託された代金につき存する。

（二）破産財団に組み入れようとする金銭（以下この節において「組入金」という。）の額を控除した額

（一）前号に掲げる場合以外の場合 売得金の額

（二）前項第一号に掲げる場合には、同項の申立てをしようとする破産管財人は、組入金の額について

3 破産管財人と被申立担保権者との間に売得金及び組入金の額（前条第一項第二号に掲げる場）ができる。

する権利を有するときは、裁判所は、破産管財として、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議して、その権利を充當する方法を定めなければならない。

4 被申立担保権者は、第一項の期間（第二項の規定により伸長されたときは、その伸長された期間。以下この節において同じ。）が経過した後は、第一百九十条第六項の規定により第一百八十九条第一項の許可の決定が取り消され、又は同項の不許可の決定が確定した場合を除き、担保権の実行の申立てをすることができない。

5 第一項の担保権の実行の申立てをして証する書面が提出された後に、当該担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、当該書面は提出されなかつものとみなす。民事執行法第一百八十九条において準用する同法第六十三条又は同法第一百九十二条において準用する同法第二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定により同項の担保権の実行の手続が取り消された場合も、同様とする。

6 第百八十九条第一項の不許可の決定が確定した後に、第一項の担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合において、破産管財人が前条第一項の期間内に、破産管財人に対し、当該被申立担保権者又は他の者が第一百八十六条第三項第一号の財産を買い受ける旨の申出（以下この節において「買受けの申出」という。）をすることができる。

（買受けの申出）

7 第百八十八条 被申立担保権者は、第一百八十六条第一項の申立てにつき異議があるときは、前条第一項の期間内に、破産管財人に対し、当該被申立担保権者又は他の者が第一百八十六条第三項第一号の財産を買い受ける旨の申出（以下この節において「買受けの申出」という。）をすることができる。

8 買受けの申出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 第百八十六条第三項第一号の財産の売却によつて買受希望者から取得することができる金銭の額（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等）に相当する額であつて、当該売買契約において

金銭を除く。以下この節において「買受けの申出の額」とは、買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額であるときは、買受けの申出の額の財産が複数あるときは、買受けの申出の額は、申立書に記載された第百八十六条第三項第一号の申出の額にその二分の一に相当する額を加えた額以上でなければならない。

4 第百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、第二項第三号の買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額は、当該各財産につき、同条第三項第二号の売得金の額の各財産ごとの内訳の額を下回ってはならない。

5 買受希望者は、買受けの申出に際し、最高裁判所規則で定める額及び方法による保証を破産管財人に提供しなければならない。

6 前条第三項の規定は、買受けの申出について準用する。

7 買受けの申出をした者（その者以外の者が買受希望者である場合にあっては、当該買受希望者）は、前条第一項の期間内は、当該買受けの申出を撤回することができる。

8 破産管財人は、買受けの申出があつたときには、前条第一項の期間が経過した後、裁判所に對し、第一百八十六条第三項第一号の財産を買受希望者に充てしむる旨の届出をしなければならない。この場合において、買受けの申出が複数あつたときは、最高の買受けの申出の額に係る買受希望者（最高の買受けの申出が複数あつた場合は、そのうち最も先にされたものに係る買受希望者）に壱割する旨の届出をしなければならない。

9 前項の場合においては、破産管財人は、前条第一項の期間内にされた買受けの申出に係る買受けの申出が複数あつた場合には、被申立担保権者が第百八十七条第一項の期間内に同項の担保権の実行確定した後においては、同条第二項に規定する買受人の同意を得なければならぬ。

10 買受けの申出があつたときは、破産管財人は、第百八十六条第一項の申立てを取り下げるには、買受希望者（次条第一項の許可の決定が確定した後においては、同条第二項に規定する買受人）の同意を得なければならない。

（担保権消滅の許可の決定等）

各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号を定める者を当該許可に係る売却の相手方とする。第一百八十六条第一項の許可の決定をしなければならない。

二 前条第八項に規定する届出がされた場合

同項に規定する買受希望者

前項第二号に掲げる場合において、同項の許可の決定が確定したときは、破産管財人と当該許可に係る同号に定める買受希望者（以下この節において「買受人」という。）との間で、第八十六条第四項の書面に記載された内容と同一の内容（売却の相手方を除く。）の売買契約が締結されたものとみなす。この場合においては、買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

三 第百八十六条第一項の申立てについての裁判があつた場合には、その裁判が確定するまでの間、買受希望者（第一項第二号に定める買受希望者を除く。）は、当該買受希望者に係る買受けの申出を撤回することができる。

四 第百八十六条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

五 第百八十六条第一項の申立てについての裁判又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（金銭の納付等）

第一百九十条 前条第一項の許可の決定が確定したときは、当該許可に係る売却の相手方は、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号を定める額に相当する金銭を裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 第百八十六条第一項各号に掲げる区分に応じてそれらの額を控除した額

二 前条第一項第二号に掲げる場合 同条第二項後段に規定する売得金の額から第百八十六条第五項の規定により買受人が提供した保証の額に相当する金銭は、売得金

相 當 に 付 け ら れ ば な い 。	第 一 回 計 算 の 額 に 付 け ら れ ば な い 。	第 二 回 計 算 の 額 に 付 け ら れ ば な い 。	第 三 回 計 算 の 額 に 付 け ら れ ば な い 。	第 四 回 計 算 の 額 に 付 け ら れ ば な い 。
4 被申立担保権者の有する担保権は、第一項第 一号の場合にあっては同号の規定による金銭の 納付があつた時に、同項第二号の場合にあつて は同号の規定による金銭の納付及び前項の規定 による金銭の納付があつた時に、それぞれ消滅 する。	5 前項に規定する金銭の納付があつたときは、 裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又 は登録の抹消を嘱託しなければならぬ。	6 第一項の規定による金銭の納付がなかつたと きは、裁判所は、前条第一項の許可の決定を取り消さなければならぬ。	7 前項の場合には、買受人は、第二項の保証の 返還を請求することができない。 (配当等の実施)	3 前項の場合には、破産管財人は、同項の保証 の額に相当する金銭を直ちに裁判所に納付しな ければならない。
2 第百九十二条 裁判所は、前条第四項に規定する 金銭の納付があつた場合には、次項に規定する 場合を除き、当該金銭の被申立担保権者に対する 配当に係る配当表に基づいて、その配当を実 施しなければならない。	2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立 担保権者が二人以上であつて前条第四項に規定 する金銭で各被申立担保権者の有する担保権に よつて担保される債権を弁済することができる 場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作 成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、 剩余金を破産管財人に交付する。	3 民事執行法第八十五条から第八十六条まで及 び第八十八条から第九十二条までの規定は第一 項の配当の手続について、同法第八十八条、第一 九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定に による弁済金の交付の手続について準用する。	3 第三百九十二条 破産手続開始の時において破産財 團に属する財産につき商法又は会社法の規定に よる留置権がある場合において、当該財産が第 三十六条の規定により継続されている事業に必 要なものであるとき、その他当該財産の回復が 破産財團の価値の維持又は増加に資するとき は、破産管財人は、留置権者に対して、当該留 置権の消滅を請求することができる。	2 前項の規定による請求をするには、同項の財 産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に

6	第一項の規定による破産手続廃止の決定及び同項の申立てを棄却する決定に対しても、即時抗告をすることができる。
7	第一項の規定による破産手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、当該破産手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
8	第一項の規定による破産手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。 (破産債権者の同意による破産手続廃止の決定)
9	第二百一十八条 裁判所は、次の各号に掲げる要件のいづれかに該当する破産者の申立てがあつたときは、破産手続廃止の決定をしなければならない。 一 前号の同意をしない破産債権者がある場合において、当該破産債権者に対して裁判所が相認める担保を供しているとき。ただし前項の規定にかかるらず、裁判所は、まだ確定していない破産債権を有する破産債権者について同項第一号及び第二号のだし書の同意を得ることを要しない旨の決定をすることができる。この場合における同項第一号及び第二号ただし書の規定の適用については、これらの規定中「届出をした破産債権者」とあるのは、「届出をした破産債権者(まだ確定していない破産債権を有する破産債権者であつて、裁判所の決定によりその同意を得ることを要しないとされたもの)を除く。」とする。
10	10 第二百一十九条 法人である破産者が前条第一項の規定による破産手続廃止の決定について準用する。この場合において、同条第五項中「破産管財人」とあるのは、「破産者」と読み替えるものとする。 (破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定)

11	申立てをするには、定款その他の基本約款の変更による破産手続廃止の決定
12	第二百十九条 法人である破産者が前条第一項の規定による破産手続廃止の決定について準用する。この場合において、同条第五項中「破産管財人」とあるのは、「破産者」と読み替えるものとする。

13	13 第二百二十二条 相続財産に關する破産事件は、被相続人の相続開始の時の住所地を管轄する地方裁判所が管轄する。 (相続財産に關する破産事件の管轄)
14	14 第二百二十三条 第一百二十二条第一項若しくは第二百二十九条第一項若しくは第三百二十二条第一項及び第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
15	15 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
16	16 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
17	17 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

18	18 第二百二十三条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
19	19 第二百二十四条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
20	20 第二百二十五条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
21	21 第二百二十六条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
22	22 第二百二十七条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

23	23 第二百二十八条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
24	24 第二百二十九条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
25	25 第三百三十条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
26	26 第三百三十四条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。
27	27 第三百三十五条 第一百二十二条第一項若しくは第三百二十二条第一項若しくは第三百二十九条第一項若しくは第三百二十九条第五項、第一百二十一一条第四項、第一百二十二条第五項、第一百二十二条第六項(同条第七項又は第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に關し必要な説明をしなければならない。

一 被相続人の代理人であつた者

二 相続人及びその代理人

三 相続財産の管理人、相続財産の清算人及び遺言執行人

2 前項の規定は、同項第二号又は第三号に掲げる者であつた者について準用する。

3 第三十七条及び第三十八条の規定は、相続財産について破産手続開始の決定があつた場合における相続人並びにその法定代理人及び支配人にについて準用する。

(相続債権者及び受遺者の地位)

第二百三十二条 相続財産について破産手続開始の決定があつたときは、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する。

(相続人の地位)

第二百三十三条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、相続人が被相続人に對して有していた権利は、消滅しなかつたものとみなす。この場合においては、相続人は、被相続人に対しても有していた債権について、相続債権者と同一の権利を有する。

2 前項に規定する場合において、相続人が相続債権者に対して自己の固有財産をもつて弁済その他債務を消滅させる行為をしたときは、相続人は、その出えんの額の範囲内において、当該相続債権者が被相続人に対して有していた権利を行使することができる。

(相続人の債権者の地位)

第二百三十四条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合における第六章第二节の規定(否認権に関する規定の適用関係)の適用については、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行人が相続財産に関する行為は、破産者がした行為とみなす。

(受遺者に対する担保の供与等の否認)

第二百三十五条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合において、受遺者に対する担保の供与等の否認

担保の供与又は債務の消滅に関する行為がその債権に優先する債権を有する破産債権者を害するときは、当該行為を否認することができる。

2 第百六十七条第二項の規定は、前項の行為が同項の規定により否認された場合について準用する。この場合において、同条第二項中「破産債権者を害すこと」とあるのは、「第二百三十一条第一項の破産債権者を害すること」と読み替えるものとする。

(否認後の残余財産の分配等)

第二百三十六条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合において、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行人が相続財産に關してした行為が否認されたときは、破産管財人は、相続債権者に弁済をした後、否認された行為の相手方にその権利の価額に応じて残余財産を分配しなければならない。

(破産債権者の同意による破産手続廃止の申立て)

第二百三十七条 相続財産の破産についての第二百十八条第一項の申立ては、相続人がする。

2 相続人が數人あるときは、前項の申立ては、各相続人がすることができる。

(第二節 相続人の破産)

(破産者の單純承認又は相続放棄の効力等)

第二百三十八条 相続手続開始の決定前に破産者のために相続の開始があつた場合において、破産者は破産手続開始の決定後にした単純承認

は、破産財團に対しては、限定承認の効力を有する。破産者が破産手続開始の決定後にした相続の放棄も、同様とする。

2 破産管財人は、前項後段の規定にかかわらず、相続の放棄の効力を認めることができる。

この場合においては、相続の放棄があつたことを知った時から三月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

(限定承認又は財産分離の手続において相続債権者等が受けた弁済)

第二百四十二条 相続債権者又は受遺者は、相続人の債権者としてその権利行使することができる。

(相続人の債権者の地位)

第二百三十九条 相続手続開始の決定は、限定承認又は財産分離の手続との関係

2 相続財産についての放棄を妨げない。

ただし、当該相続人のみが相続財産につき債務の弁済に必要な行為をする権限を有するときは、破産手続開始の決定取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は、中止する。

(相続債権者、受遺者及び相続人の債権者の地位)

第二百四十条 相続人について破産手続開始の決定があつた場合には、相続債権者及び受遺者

は、財産分離があつたとき、又は相続財産について破産手続開始の決定があつたときでも、その債権の全額について破産手続に参加することができる。

2 相続人について破産手続開始の決定があり、相続財産について破産手続開始の決定があつたときは、相続人の債権者の債権は、相続財産の管理及び受遺者の債権に優先する。

3 第二百二十五条に規定する期間内にされた破産手続開始の申立てにより相続人について破産手続開始の決定があつたときは、相続人の固有財産については相続債権者及び受遺者の債権が相続人の債権に優先する。

4 相続人について破産手続開始の決定があり、かつ、当該相続人が限定承認をしたときは、相続債権者及び受遺者は、相続人の固有財産について破産手続開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

2 第二百三十八条第一項の規定は、第二百三十八条第一項前段及び前項の規定は、第二百三十八条第一項の規定により限定承認の効力を有する場合及び第二百四十条第三項の場合について準用する。

3 第一百四十四条の規定は、前項の場合について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。

4 (特定遺贈の承認又は放棄)

(包括受遺者の破産)

第二百四十三条 前節の規定は、包括受遺者について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。

第二百四十四条 破産手続開始の決定前に破産者のために特定遺贈があつた場合において、破産者が当該決定の時ににおいてその承認又は放棄をした場合及び第二百四十三条の規定により特定遺贈があつたときは、破産管財人は、破産者に代わって、その承認又は放棄をすることができる。

2 民法第九百八十七条の規定は、前項の場合について準用する。

第二百四十五条の二 (信託財産の破産に関する特則)

(信託財産に関する破産事件の管轄)

第二百四十四条の二 信託財産についてのこの法律の規定による破産手続開始の申立ては、信託財産に属する財産又は受託者の住所が日本国内にあるときに限り、することができる。

2 信託財産に関する破産事件は、受託者の住所地(受託者が数人ある場合は、裁判上の請求が管轄する地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 前項の規定による管轄裁判所がないときは、

信託財産に関する破産事件は、受託財産に属する財産の所在地(債権については、裁判上の請求が管轄する地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

4 (信託財産に関する破産事件に対する第五条第

八項及び第九項並びに第七条第五号の規定の適

援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日）

二 略

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条の十一第一項及び第三項並びに第一百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第十三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十二第二項及び第二項並びに第五十二条の三十二第二項の改正規定、第十六条中保険業法第一百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百七十二条の二十七第一項、第二百七十二条の三十一第二項及び第二百七十二条の四十第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十二条中信託業法第四十二条第三項及び第五十五条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則
(平成二十九年六月二日法律第四五号)
抄

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三条の一、第二百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任) 当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十条の規定 公布の日

<p>(その他の経過措置の政令等への委任)</p> <p>第三十四条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号抄）</p>
	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。</p>
	<p>一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日</p>
	<p>二 及び三 略</p>
<p>四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十一条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十二条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三十三条の規定並びに附則第一百八十八条の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二二」を加える部分に限る。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めることによる。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>五百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前と同様である。</p>	

附 則		(施行期日)	附 則	(令和五年五月二六日法律第三四)
第一項	この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一項	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一項
一 第五百九条の規定	公布の日	二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十九条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四项の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く)、第四十七条规定抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日	三 第一条	この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則	(令和五年六月一四日法律第五三号)	附 則	(令和五年六月一四日法律第五三号)	附 則

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加

第一条中民事執行法第十八条の次に「一条を加える部分に限る。」
れる改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の賛本」の下に
「又は電磁的記録に記録されている事項の全部
を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。)
、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第
八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条並びに「
次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の規
定、二及び第八十五条の三を加える部分を除く)」
を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改
める部分に限る。)、同法第一百四十二条第二項の
改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規
定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定
(第九十二条第一項)の下に「及び第三項から
第七項まで」を加える部分に限る。)、同法第一百
九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第
二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を
加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規
定、第四十七条规定抵當法第五十九条に二項
を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の
目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加え
る改正規定及び同法第二章に一節を加える改正
規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項
の改正規定(第十八条の下に「第十八条の規
定の二」を加える部分に限る。)及び同法第五十
五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等
に関する法律第五十九条の次に「一条を加え
る改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条
の改正規定(第十八条の下に「第十八条の規
定の二」を加える部分に限る。)、第一百三十条中金
融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六
十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改
正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条
の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百五
三条第三項の改正規定(民事執行法(昭和十五
年法律第四号)第八十五条)を「民事執行法(昭和十五
年法律第四号)第八十五条から第八十六条まで」
に改める部分に限る。)、第一百六十一条第一項の規定、第二
百二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定
(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八
十五条)を「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八
十六条まで」に改める部分に限る。)及び同法第

本文	<p>第一百二十二条前条の規定による措置を開 始した</p>
----	------------------------------------